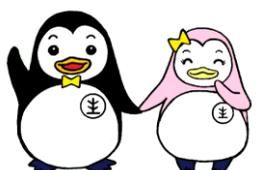


## 基礎知識「更生保護」



更生保護マスコットキャラクター  
ホゴちゃん サラちゃん

法務省保護局観察課 補佐官 酒谷 徳二

1

## 更生保護とは

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくことになりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「更生保護」といいます。



2

2

## 更生保護の成り立ち

近代の更生保護の源流は、「静岡県出獄人保護会社」(1888(明治21)年設立)にあります。生涯を通じ公益に尽くした実業家の金原明善と、静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎らにより設立されました。

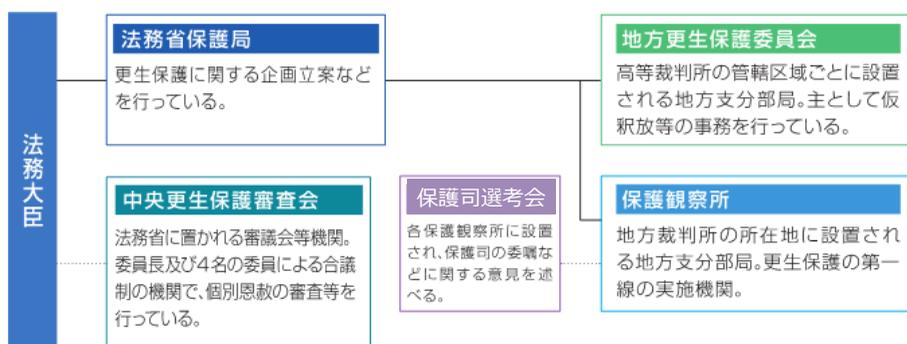
釈放者の宿泊保護や就職斡旋を行うとともに、県全域に1,700人の保護委員を配置して保護に当たらせたとされ、更生保護施設と保護司制度の先駆けになったと言われています。

我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ、発展してきました。民間篤志家の熱意は、今も保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。

3

3

## 更生保護に関する組織



4

4

# 更生保護の組織理念

## 更生保護の組織理念

### 使 命

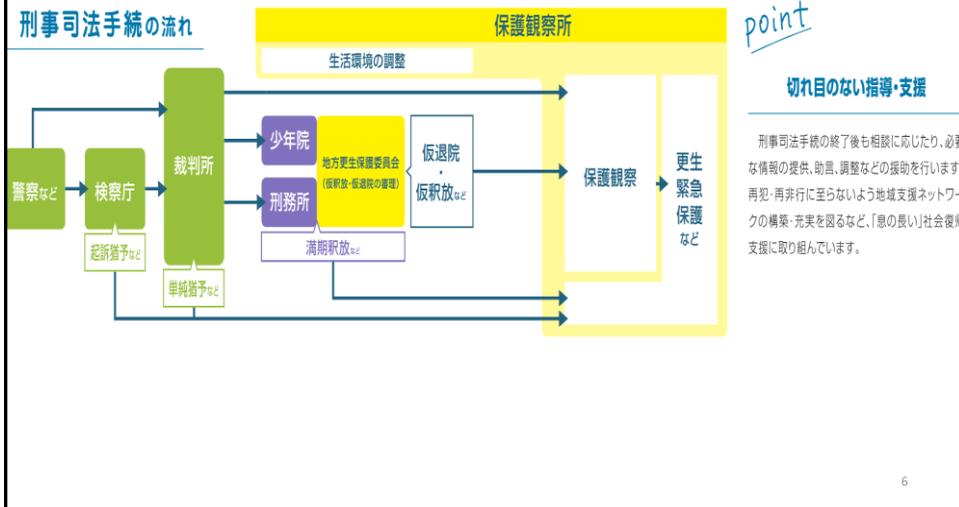
私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再被害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安心・安全な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

5

5

# 刑事司法手続の流れ

## 刑事司法手続の流れ



6

6

## 地方更生保護委員会・保護観察所の主な業務

### シームレスに社会につなぐ

#### 改善更生・社会復帰を促す「仮釈放・仮退院」

刑務所や少年院に収容されている人を仮に釈放・退院させる制度があります。  
仮釈放などの期間中は保護観察の対象となります。保護観察により、必要な指導を行うとともに、住居や仕事を確保することなどを支援し、円滑な社会復帰を促しています。

#### 再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

#### 再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」

刑務所から満期釈放された人などが生活に困窮し、再犯に至ることがないように、保護観察所では、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導などを行っています。

7

7

## 保護観察所の主な業務

### 社会内で立ち直りを支える

#### 健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。  
保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

保護観察処分少年 <small>(家庭裁判所で保護観察に付された少年)</small>	少年院仮退院者 <small>(少年院からの仮退院を許された少年)</small>	仮釈放者 <small>(刑務所からの仮釈放を許された人)</small>	保護観察付執行猶予者 <small>(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)</small>
原則として20歳まで*	原則として20歳まで*	残刑期間	執行猶予の期間

※処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

#### 指導監督

- 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う
- 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的プログラムを実施する など

#### 補導援護

- 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける
- 生活環境の改善を行う など

8

8

## 保護観察所の主な業務

### 更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

被害者やご遺族の方々のための4つの制度があり、全国の保護観察所に専任の担当者として「被害者担当官」(保護観察官)と「被害者担当保護司」を配置しています。

#### 1 意見等聴取制度

加害者の仮釈放・仮退院等について意見を述べるすることができます。

#### 2 心情等伝達制度

保護観察中の加害者に心情を伝えることができます<sup>(\*)</sup>。

#### 3 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院等審理や保護観察の状況などを知ることができます。

#### 4 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

※保護観察中の加害者への伝達を目的とせず、保護観察所に心情等を述べることもできるようになります(令和5年12月頃を予定)。

9

9

## 保護観察官・保護司

### 保護観察官



更生保護の専門家です。

地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。

### 保護司



主な職務は、

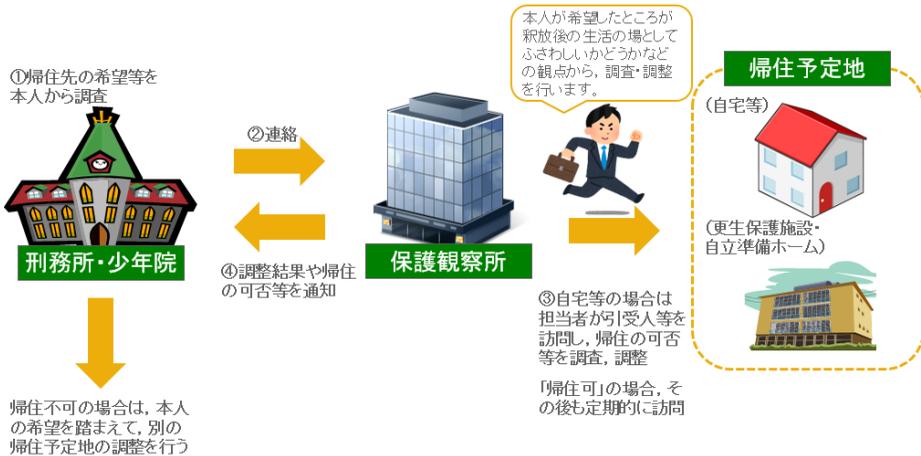
- ・保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること
- ・刑務所などに入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること
- ・犯罪予防活動

などがあり、現在全国で約4万7,000人が活動しています。

10

10

## 生活環境の調整のイメージ



11

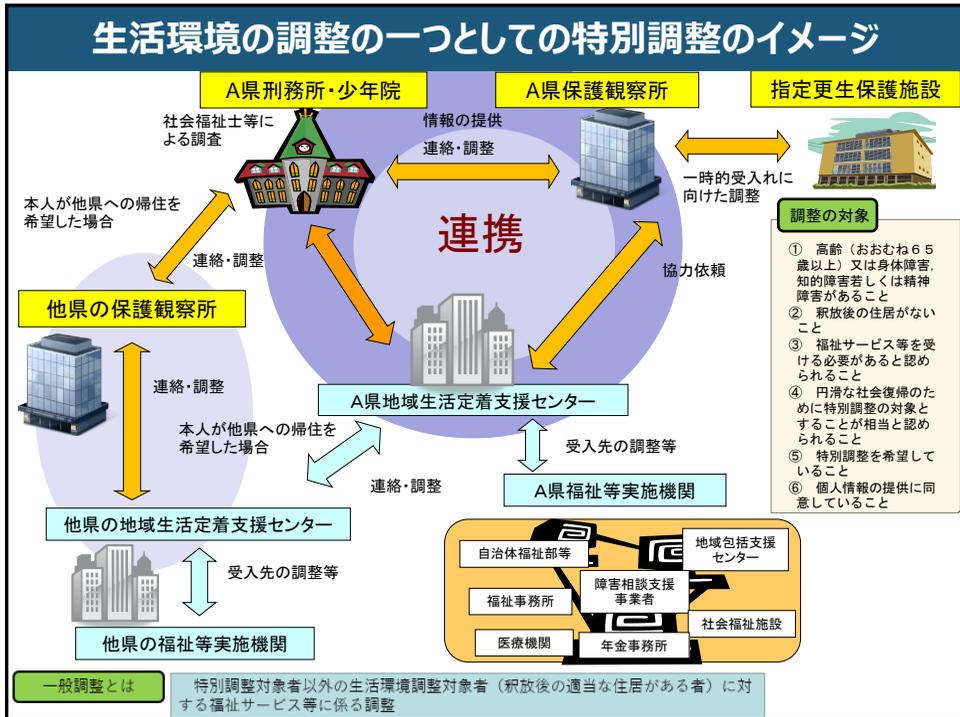
11

## 生活環境の調整の一つとしての特別調整

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげるもので、生活環境の調整の一つ

12

12



13

## 更生保護施設の概要

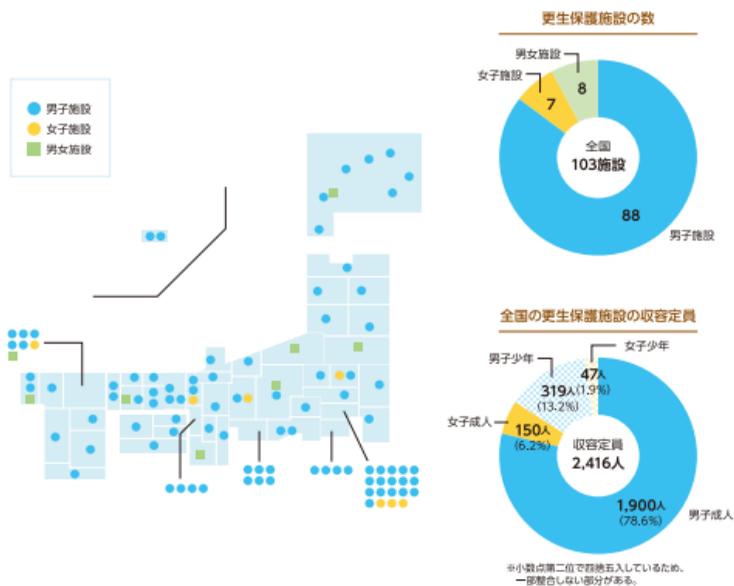
### 更生保護施設は、犯罪や非行をした人の再出発を支えています

犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の課題があるなどの理由で、すぐには自立更生できない人がいます。更生保護施設は、こうした人たちを一定期間受け入れて宿泊場所や必要な支援を提供し、円滑な社会復帰を助け、再犯を防止する民間の施設です。

14

## 更生保護施設の概要

全国の更生保護施設の設置状況 (令和5年1月1日現在)



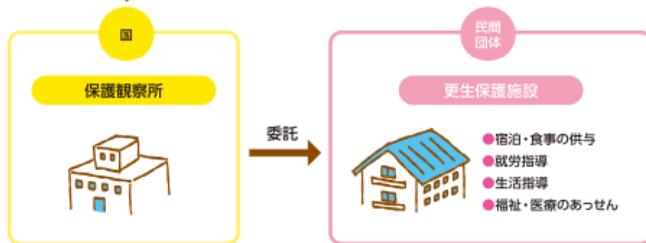
15

## 更生保護施設の概要

更生保護施設は、行き場のない刑務所出所者等と地域とをつなぐ架け橋です

更生保護施設に入るまで

- 刑事施設を仮釈放になった人
- 刑事施設を満期釈放になった人
- 少年院を出た少年
- 刑の執行猶予を言い渡された人
- 起訴猶予になった人
- その他



※刑事施設…刑務所、少年刑務所及び拘留所の総称

16

16

## 自立準備ホームの概要

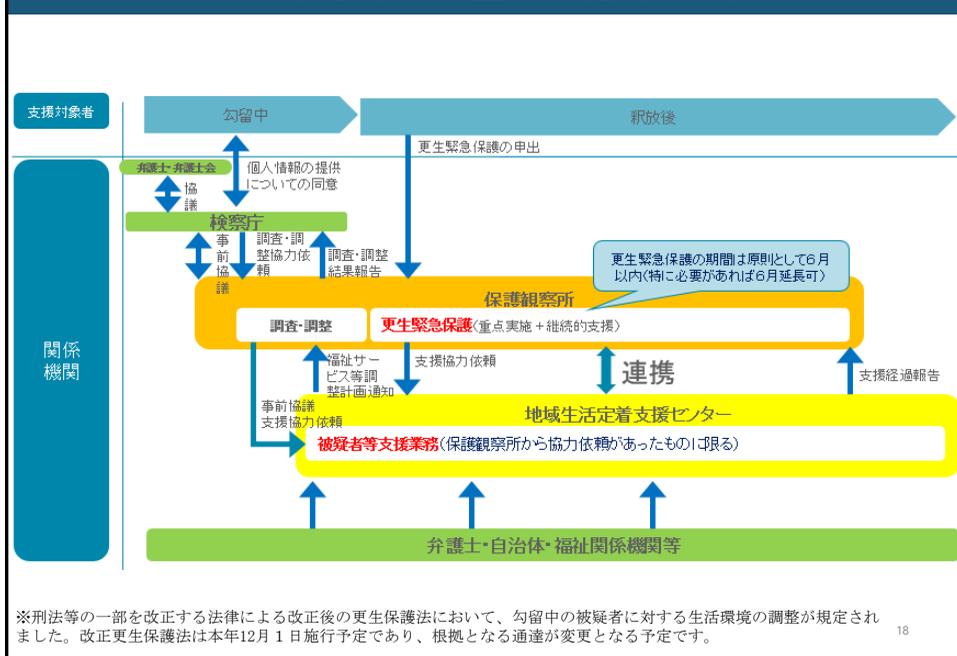
じりつじゅんび  
**自立準備ホーム**

- ◇あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの長を生かして、自立を促します。
- ◇施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合もホームの職員が日常生活指導などを行います。
- ◇居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。

17

17

## 更生緊急保護の重点実施等の概要



18

18

## 更生緊急保護の概要

### 概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

※ 本人の申出が必要

### 対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

### 措置内容

- 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）
  - 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
  - 宿泊場所への帰宅援助（旅費給与）など
- ※ 改善更生のために必要かつ相当な限度

### 保護の期間

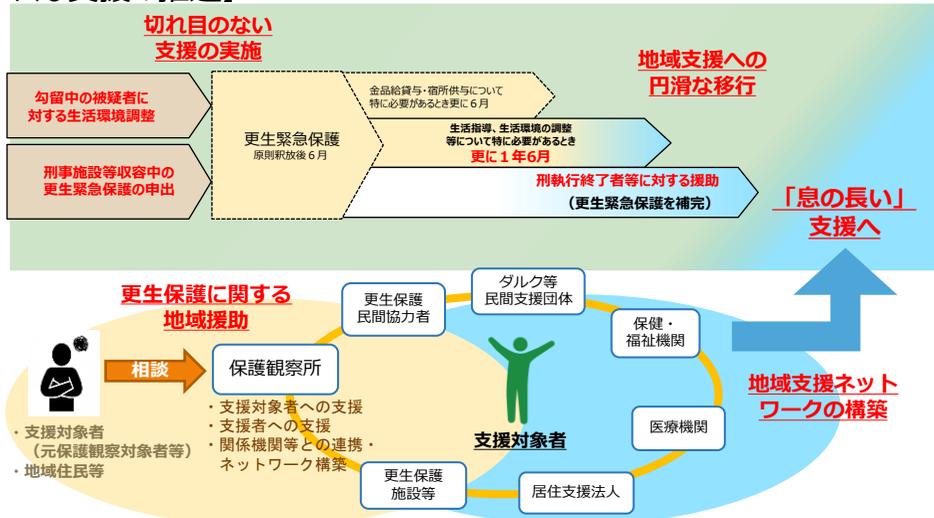
- 原則として身体の拘束を解かれて6月以内
- 特に必要があると認められるときは、更に6月以内の範囲で延長可能

19

19

## 改正後の更生保護法等に基づく更生緊急保護等

【改正更生保護法による刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進】



地域に寄り添い地域社会に貢献する更生保護

20

20

これからも更生保護への  
ご理解とご協力をお願いいたします

